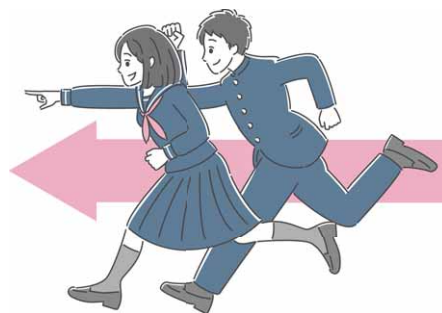


福祉医療制度の子ども医療費

# 高校生世代までの助成拡大

▶ 問合せ 住民課保険係 ☎ 25-3242



## 高校生世代の方にも受給者証を郵送

村は、4月から段階的に拡大(※)していた高校生世代(18歳の年度末まで)への医療費助成のため、新たに福祉医療費受給資格者証を郵送しました。10月からは、県内医療機関などでこの受給者証を健康保険証とともに提示することで助成を受けることができます。高校生のほか、就労や婚姻している人、学校に通っていない人も対象となります。

※高校生世代の人への医療費助成(子ども医療費)は、今年4月から役場での申請により行ってきましたが、県外受診などを含め医療機関の領収証をお持ちの人は引き続き役場で給付の申請が必要となります。

福祉医療費受給資格者証				
公費負担者番号	住所		受給資格者番号	
	氏名	性別	生年月日	備考
受給資格者				
有効期間				
発行機関名及び印	群馬県利根郡 昭和村長			
交付年月日				

※入院時食事療養費標準負担額の助成については(高齢)重度心身障害者の方については、保険者から「標準負担額減額認定証」の交付を受けている者が、入院の際、併せて提出した場合に限ります。入院時食事療養費標準負担額の助成を受けることができます。

▲福祉医療費受給資格者証

## これからの子ども医療費

◆平成17年4月2日から  
平成20年4月1日生まれの人(高校生世代)

令和5年4月1日～9月30日まで

一旦、自己負担額を医療機関に支払い、役場で申請いただくことで支給となります(約1カ月後に指定口座に振込みます)

◎申請に必要なもの

- ①医療機関に支払いをした領収書
- ②対象者の健康保険証
- ③通帳

※領収証をお持ちの人は、お早めに役場で申請してください。

◆平成20年4月2日以降生まれの人(中学生以下)

現在お持ちの福祉医療費受給資格者証は、中学校3年生の年度末までの有効期限となっています。有効期限を迎える時に、18歳の年度末まで使用できる新しい受給者証を順次お送りします。

10月以降に出生や転入などで新たに受給者証の交付を受ける場合は、あらかじめ有効期限が18歳の年度末となっていますので、今後の差替えはありません。

令和5年10月1日～

村から送付された福祉医療費受給資格者証を健康保険証とともに医療機関の窓口で提示してください。

対象者であるにもかかわらず、まだ受給資格者証が届かない人は役場までご連絡ください。

◎健康保険証が変わった人は届出てください

郵送した通知に記載されている保険証の内容が、現在のものと異なる場合は、医療費助成の正しい算定のため役場に届出をお願いします。

MEMO

- ひとり親や重度心身障害により受給資格者証の交付を受けている人は、引き続きお持ちの受給者証をお使いください。
- 高校生世代への医療助成は、中学生以下の子ども同様に、入院費および通院費などの自己負担額を村と県が負担するものです。
- 学校や保育園などでケガをして受診するときは、そこで加入している災害給付金が優先です。福祉医療費受給資格者証は原則使用できません。